

令和6年度 福島県立福島高等学校 前期選抜募集要項

1 実施学科

全日制の課程 普通科

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、または出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認める。その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

3 募集定員

- (1) 特色選抜
募集定員280名の5%程度とする。
- (2) 一般選抜
募集定員280名から特色選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者とする。
ただし、連携型選抜に出願する者は特色選抜に出願することはできない。
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「**志願してほしい生徒像**」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は本校のみの受験に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

- (1) 令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、444円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、速達・書留として送付することとし、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
 - ③ 特色選抜志願理由書
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者で、「**2 通学区域**」の(2)に該当する者
本校に問い合わせる。
- (3) 上記(1)以外の者
「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」(2)（3ページ参照）に定めるところによる。

- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

9 自己申告書の提出

中学校において、不登校による欠席日数又は保健室等登校の日数が1年間で30日以上ある場合、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。（30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。）

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取り扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消す場合がある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

詳細は「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」(1)～(5)（5ページ参照）に定めるところによる。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込みの者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

① 志願してほしい生徒像

本校は、世界を深く探究する高い知性と、人の痛みが分かり多様な他者と協働する豊かな人間性、自らと社会を変える変革マインドをもって、解決困難な課題に果敢に挑戦し、新たな価値や生き方、社会を創造する人間を育成することを教育目標としている。

このことを踏まえ、本校の特色選抜においては、文武両道を実践できる以下の要件をすべて満たす生徒の出願を求める。

ア 中学時代の部活動や地域クラブ活動等における顕著な実績を持ち、本校においてもそれらをいかして主導的に活動する明確で強い意思を持つ生徒

ただし、募集する部活動等は次のとおりである。() がない部は男女とも募集する。

【運動部】 野球 (男子) 陸上競技 テニス ソフトテニス バasketボール 山岳 剣道
卓球 サッカー (男子) バレーボール ラグビー (男子) アーチェリー 弓道
バドミントン ソフトボール (男子) ハンドボール (男子)

【文化部】 美術 合唱 管弦楽 写真 ジャズ研究 将棋 囲碁 書道 応援団・チアリーダー
梅章委員会 [新聞] スーパーサイエンス

イ 主体的自律的な学習態度を備え、中学校の教科の学習において優秀な成績を収め、本校においてより高度な学習に挑戦する生徒

ウ 様々な分野においてリーダーとなり、社会に貢献する意欲と実行力を持つ生徒

② 選抜方法

学力検査の成績、特色選抜志願理由書、調査書の審査結果及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、総合的に判定し選抜する。

③ 選抜資料

ア 学力検査

5教科とする。250点満点とする。

学力検査……国	語	(9 : 00 ~ 9 : 50)
	数	学 (10 : 10 ~ 11 : 00)
	外国語 (英語)	(11 : 20 ~ 12 : 10)
	理	科 (13 : 10 ~ 14 : 00)
	社	会 (14 : 20 ~ 15 : 10)

イ 特色選抜志願理由書

本校の「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校への志願動機、入学後の抱負、進路希望や将来の夢、中学校の部活動又は地域クラブ活動等や研究活動等の実績について本人が記入する。

ウ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は合わせて55点満点として、合計250点満点とする。

エ 特色面接

個人面接を実施する。面接については段階評価する。

④ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

① 選抜方法

学力検査の成績、調査書の審査結果を資料として、総合的に判定し選抜する。

② 選抜資料

ア 学力検査

5教科とする。250点満点とする。

学力検査……国	語	(9 : 00 ~ 9 : 50)
	数	学 (10 : 10 ~ 11 : 00)
	外国語 (英語)	(11 : 20 ~ 12 : 10)
	理	科 (13 : 10 ~ 14 : 00)
	社	会 (14 : 20 ~ 15 : 10)

イ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は合わせて55点満点として、合計250点満点とする。

15 学力検査・特色面接の日時及び会場

(1) 特色選抜

- ① 学力検査
- | | | |
|---|-----|---|
| ア | 日時 | 令和6年3月5日(火) 午前9時00分～午後3時10分
[受付] 午前8時15分～午前8時30分 |
| イ | 会場 | 福島県立福島高等学校 |
| ウ | 持参物 | 受験票、上履き、下足袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(各辺の長さの比が刻字された三角定規、分度器機能を有する直線定規については持込み不可) |
- ② 特色面接
- | | | |
|---|-----|--|
| ア | 日時 | 令和6年3月6日(水) [開始時刻] 午前9時00分
[受付] 午前8時15分～午前8時30分 |
| イ | 会場 | 福島県立福島高等学校 |
| ウ | 持参物 | 受験票、上履き、下足袋、昼食、筆記用具 |

(2) 一般選抜

- 学力検査
- | | | |
|---|-----|---|
| ア | 日時 | 令和6年3月5日(火) 午前9時00分～午後3時10分
[受付] 午前8時15分～午前8時30分 |
| イ | 会場 | 福島県立福島高等学校 |
| ウ | 持参物 | 受験票、上履き、下足袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(各辺の長さの比が刻字された三角定規、分度器機能を有する直線定規については持込み不可) |

16 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、追検査等受験願(様式共通14号)に医師の診断書(上記①②の場合)を添付し、令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

- (4) 日時 令和6年3月11日(月) 学力検査：午前9時00分～午後2時45分
特色面接：学力検査終了後、午後5時頃まで

- (5) 会場 福島県立福島高等学校

(6) 追検査等の内容について

上記15(1)または(2)の内容とする。ただし、学力検査の時間については「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「3 追検査等の実施」(4) (11 ページ参照) に定めるところによる。

(7) 選抜の一部が未完了になった者の取扱い

選抜の一部が未完了になった者の取扱いについては「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「4 その他」(1) (12 ページ参照) に定めるところによる。

17 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木) 正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

18 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に示された「第4 その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」(18 ページ参照) に定めるところによる。
- (4) このほか不明な点があれば、本校に問い合わせること。

===== 出願先 =====